

中間検査に関する質疑応答集（茨城県特定行政庁連絡協議会）

I 中間検査の基本的事項等

No	質問	回答	掲載日
1	中間検査制度とは何か。	中間検査制度は、建築主事又は指定確認検査機関が工事施工中の段階で建築基準関係規定に適合しているかを検査し、施工中における基準不適合の是正や工事監理者によるその後の工事監理の徹底を図ることにより、建築物の安全性を確保することを目的とした制度です。 茨城県内では平成14年1月から中間検査を行っています。 中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程(※)に進むことができないので注意が必要です。 (※)特定工程や特定工程後の工程については、質問No.3及びNo.4のURLから確認することができます。	2026/7/1
2	中間検査は何を検査するのか。	中間検査は、工事中の建築物の特定工程(※)が終了した段階(施工の途中段階)で、すでに施工されている部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかを検査します。 (※)特定工程については、質問No.3から確認することができます。	2026/7/1
3	特定工程とは何か。	特定工程とは、中間検査を受ける工程として構造、用途、規模等によって指定される工事工程のことです。 特定工程には次の2種類があります。 (1)法令で定められているもの(全国共通) 階数が3以上の共同住宅の床・はりの配筋工事のうち、「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」 (2)特定行政庁が指定するもの(※) 特定行政庁が、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程 (※)特定行政庁の指定については、質問No.4のURLから確認することができます。	2026/7/1
4	県内の特定行政庁が指定する「中間検査の対象建築物(構造、用途及び規模)」、「特定工程」はどこで確認できるのか。	各特定行政庁(茨城県土木部都市局建築指導課及び市特定行政庁担当課)のホームページから指定の告示などを確認することができます。 (茨城県告示第58号 URL) https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kenchiku/kenchiku/chuukannkenssa/document/s/kokuji58.pdf (茨城県内の市特定行政庁ホームページの案内ページ) https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kenchiku/kenchiku/topics13.html なお、令和8年7月1日から県内の特定行政庁の指定を統一しました。	2026/7/1

中間検査に関する質疑応答集（茨城県特定行政庁連絡協議会）

No	質問	回答	掲載日
5	中間検査の申請手続きはどのように行うのか。	中間検査を受けるには、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に、建築主事又は指定確認検査機関へ中間検査申請書を提出してください。 中間検査申請書を提出する場合は、予め申請先と、検査日時を調整するようお願いいたします。	2026/7/1
6	中間検査はいつ、どのように検査をするのか。	中間検査は、建築主からの申請を受けて、建築主事又は指定確認検査機関の確認検査員が、指定された特定工程の工事を終えた時に行います。 検査の方法は、現場と建築確認等に要した図書を照合し、建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査します。	2026/7/1
7	茨城県内では中間検査の指定を統一されているのか。	令和8年7月1日から、茨城県内のすべての特定行政庁において、中間検査対象建築物の指定が統一されました（※）。 なお、一部の特定行政庁における指定では、計画通知の建築物が適用除外とされていない場合がありますのでご注意ください（現在はつくば市のみ。質問No.17参照。）。 （※）指定内容や改正告示については、質問No.4のURLから確認することができます。	2026/7/1
8	中間検査の指定(対象範囲)を改正した理由は何か。	令和7年4月1日に施行された建築基準法及び建築物省エネ法の改正を踏まえ、木造の構造規定等に係る適切な工事施工の実効性の確保を目的として、中間検査の対象とする木造住宅の規模等を見直しました。 さらに、県内で統一した指定とすることで、中間検査の受検漏れ・失念の防止を図ります。	2026/7/1
9	中間検査の合否によって、受検後の流れはどのようになるのか。	（合格の場合） 検査の結果、建築基準関係規定に適合することが認められたときは、「中間検査合格証」が交付され、特定工程後の工程の工事を施工することができます。 （中間検査合格証を交付できない場合） 現場と建築確認等に要した図書に不整合があるなど、建築基準関係規定に適合していることが確認できなかったときは、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」が交付されます。 この場合、特定工程後の工程に進むことができないため、計画変更手続きを行うか、あるいは現場を是正するなどしてから、再度、中間検査を申請し、検査を受検してください。	2026/7/1

中間検査に関する質疑応答集（茨城県特定行政庁連絡協議会）

Ⅱ 中間検査の対象建築物

No	質問	回答	掲載日
10	確認の申請棟数が2以上ある場合には、中間検査の対象をどう判断するのか。	棟単位（一の建築物ごと）で判断します。	2026/7/1
11	既存の建物に増築する場合、中間検査の対象となる規模に既存部分も含むのか。	中間検査の対象となるかどうかは、増築に係る部分の用途、規模、構造、特定工程の有無で判断します。（確認申請書第四面12欄の記載から増築に係る部分の階数及び床面積の合計を判断します。） なお、原則として中間検査は新築、増築又は改築に係る部分を検査し、既存部分は集団規定に関する適合性を確認します。	2026/7/1
12	兼用住宅や併用住宅は中間検査の対象になるのか。	兼用住宅や併用住宅は「住宅の用途に供する部分を有する建築物」であるため、中間検査の対象となります。中間検査の要否は、住宅以外の用途も含めた建築物全体の階数又は床面積の合計により判断します。	2026/7/1
13	「離れ住宅」は中間検査の対象になるのか。	離れ住宅も、住宅の用途に供する建築物であるため、中間検査の対象となります。	2026/7/1
14	住宅に附属する「車庫」「倉庫」「納屋」は中間検査の対象になるのか。	住宅に附属する車庫、倉庫等は住宅の用途に該当しないため、中間検査の対象外となります（ただし、地階を除く階数が3以上又は床面積の合計が500㎡を超える場合には中間検査の対象になります。）。	2026/7/1
15	木造以外の一戸建ての住宅は中間検査の対象にならないのか。	鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅で、3階以上又は床面積の合計が500㎡を超えるものは中間検査の対象となります。	2026/7/1
16	地下1階、地上2階建ての鉄筋コンクリート造の共同住宅は、中間検査の対象にならないと考えてよいのか。	中間検査の対象となります。 法第7条の3第1項第1号に該当する鉄筋コンクリート造等の階数が3以上である共同住宅は、同項の規定により中間検査が必要です。階数算定は地階も含めて算定することに注意してください。	2026/7/1

中間検査に関する質疑応答集（茨城県特定行政庁連絡協議会）

No	質問	回答	掲載日
17	計画通知の建築物も中間検査の対象になるのか。	つくば市では、計画通知の建築物も中間検査の対象となります。 また、つくば市を除く、県内の特定行政庁では適用除外としています。ただし、法第7条の3第1項第1号に該当する鉄筋コンクリート造等の階数が3以上である共同住宅は、同項の規定により中間検査が必要となります。	2026/7/1
18	「プレキャストコンクリート造」は、中間検査の対象になるのか。	鉄筋コンクリート造として中間検査の対象となります。 なお、指定する特定工程は「2階の床及びこれを支持するはりの取り付け工事の工程」とし、特定工程後の工程は「2階の床及びこれを支持するはりの取り付け部分を覆う工事の工程」になります。	2026/7/1
19	型式適合認定を受けた部分(法施行令第136条の2の11第1号に掲げるもの)を使用した共同住宅は、中間検査の適用除外になるのか。	適用除外となります。ただし、法第7条の3第1項第1号に該当する鉄筋コンクリート造等の階数が3以上である共同住宅は、同項の規定により型式適合認定を受けた部分の使用の有無に関わらず中間検査の対象となります。	2026/7/1
20	適用除外になる、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、品確法という)に基づく新築住宅の建設住宅性能評価の申請に係る建築物であるかどうかの確認はどのように行われるのか。	必要に応じて、「建設住宅性能評価申請書」、「建設住宅性能評価書」、「各検査工程毎の検査報告書」の写し等を求めることで確認します。 また、「建設住宅性能評価書」を取得する場合には、完了検査申請までにその事実を確認することができる書類(検査報告書)の取得予定時期を予め確認してください。	2026/7/1
21	確認済証の交付後に、品確法に基づく建設住宅性能評価を取りやめる場合や、交付後に建設住宅性能評価の申請を受けることになった場合など、中間検査の要否に関わる変更が生じた時はどうすればよいのか。	確認申請後に「建設住宅性能評価書」が取得できないことが判明するなど、建設住宅性能評価制度による検査が行われない場合には、中間検査を受検しなければなりません。 また、確認済証の交付後、特定工程前に中間検査の適用除外の建築物となった場合は、中間検査は不要(法第7条の3第1項第1号の規定による共同住宅を除く。)となります。 変更が生じることが分かった時点で、確認済証を交付した特定行政庁又は指定確認検査機関へ連絡してください。	2026/7/1
22	中間検査の対象にならない建築物(例えば、平屋建ての住宅で延べ面積200㎡以下のもの)は、中間検査を受けることができるのか。	中間検査を受けることはできません。	2026/7/1

中間検査に関する質疑応答集（茨城県特定行政庁連絡協議会）

No	質問	回答	掲載日
23	工事中に他で検査(住宅瑕疵担保保険の現場検査等)を受けている場合、中間検査は除外されるか。	新築住宅に係る建設住宅性能評価の申請に係る建築物は、中間検査の適用除外(※)としています。その他の検査については、適用除外としていません。 (※)住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則に基づき、中間検査と同様に工事中の現場において、構造耐力上主要な部分について検査を行うため。	2026/7/1

中間検査に関する質疑応答集（茨城県特定行政庁連絡協議会）

Ⅲ 特定工程と特定工程後の工程

No	質問	回答	掲載日
24	基礎工事の中間検査はあるのか。	基礎工事での中間検査はありません。 特定工程時の中間検査(中間検査がない場合は完了検査)において、基礎工事の配筋写真や各種試験結果を確認します。	2026/7/1
25	複数の工区を分けて施工するが、中間検査の対象は最初の工程のみとなるか。	工区分けを行った場合、すべての特定工程に係る工区で中間検査が必要となります。 なお、中間検査の受検時期は工区毎に実施することが可能です。中間検査合格証が交付された工区については特定工程後の工程を施工することができます。	2026/7/1
26	「混構造(1階RC造、2階S造)」の特定工程はどう判断するのか。	原則として、各構造で特定工程が生じる場合は、各構造の特定工程で中間検査を受検する必要があります。 本質問のケースの場合、鉄筋コンクリート造(RC造)の部分には該当する特定工程があるものの、鉄骨造(S造)の部分には該当する特定工程がないため、鉄筋コンクリート造の特定工程に係る工事を終えたときに中間検査の受検となります。 中間検査を受検する適切な時期の判断については、申請先に確認してください。	2026/7/1
27	RC造の工事工程で、2階の床を支持するはりの配筋後にコンクリートを打設し、その後、床の配筋を行う場合、中間検査はどのように受検するのか。	鉄筋コンクリート造(RC造)の特定工程は「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」、特定工程後の工程は「2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートで覆う工事の工程」となります。 本質問のケースの場合は、はりの配筋後及び床の配筋後それぞれで中間検査を受検することになります。	2026/7/1
28	「2階のはりの配筋」とは具体的にどこのことか。	2階の床を支えるために設けられたはりの配筋になります。	2026/7/1

中間検査に関する質疑応答集（茨城県特定行政庁連絡協議会）

No	質問	回答	掲載日
29	「1階の鉄骨」とはどの部分なのか。	1階の構造耐力上主要な部分となる、2階の床を支えるはり、1階の柱、1階の筋かい等になります。	2026/7/1
30	中間検査の対象となる規模の建築物で、各構造における特定工程がない場合、中間検査はどのように考えるのか。	特定工程に該当しないものは、中間検査の対象外となります。	2026/7/1
31	鉄骨造の特定工程について、デッキプレートは中間検査合格前に敷設してもよいのか。	継手や仕口部を確認することができる状態であれば可能です。なお、特定工程後の工程である構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う工事は不可となります。	2026/7/1
32	鉄骨造の検査時は、ボルトの本締めは必要となるのか。	鉄骨造の中間検査は1階の鉄骨の建方工事の完了時としており、継手・仕口部分の検査を行うため、ボルトの本締めが必要となります。	2026/7/1

中間検査に関する質疑応答集（茨城県特定行政庁連絡協議会）

Ⅳ その他

No	質問	回答	掲載日
33	中間検査時の立会者はだれでもよいのか。	工事監理が適正に行われていることを確認するため、工事監理者の立会いをお願いします。	2026/7/1
34	中間検査の日程調整はどのようにしたらよいか。	申請先へ電話で連絡してください。 検査ができない日もありますので、なるべく早めに連絡をお願いします（詳しくは申請先に確認してください。）。	2026/7/1
35	中間検査対象建築物の工事で、特定工程の完了後に、中間検査を受検せずに先の工程を施工してしまった場合はどうすべきか。	直ちに工事を停止して、中間検査の申請予定先に報告してください。	2026/7/1
36	中間検査を失念して工事を進めてしまった場合、完了検査と併せて中間検査を受けることでよいか。	手続きの違反となるため、特定行政庁に相談してください。 中間検査と同様の内容を確認するため、隠蔽部分の撤去等を求めることもありますので、ご注意ください。	2026/7/1
37	中間検査に関する罰則規定はあるのか。	中間検査に関する罰則規定として、次のいずれの場合にも1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる規定があります。 ・ 中間検査合格証の交付を受けずに特定工程後の工程を施工した場合の工事施工者に対する罰則 ・ 中間検査の申請をせず、又は虚偽の申請をした場合の申請者に対する罰則	2026/7/1
38	確認申請時に留意することは何か。	建築物が中間検査の対象であるかどうかを確認申請段階で整理し、中間検査の受検漏れ等を防止する観点から、次の事項に留意して確認申請書を作成するようにしてください。 (1) 特定工程終了予定時期の記載 中間検査の対象となる建築物である場合には、確認申請書(第三面)及び建築計画概要書(第二面)の【17. 特定工程工事終了予定年月日】欄に、特定工程の終了予定時期を記載してください。 (2) 中間検査の適用除外である旨の記載 中間検査の適用除外となる建築物については、確認申請書(第三面)の「18. その他必要な事項」欄及び建築計画概要書(第二面)の「20. その他必要な事項」欄にその旨を記載し、中間検査の適用除外である事項を明記してください。	2026/7/1

中間検査に関する質疑応答集（茨城県特定行政庁連絡協議会）

No	質問	回答	掲載日
39	中間検査申請の際に添付資料となるチェックシートは指定の様式があるのか。	茨城県建築指導課ホームページや市特定行政庁に掲載している様式を使用してください。（市特定行政庁も共通です。） (茨城県の中間検査に関するページ) https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kenchiku/kenchiku/chuukannkenssa/20260401.html (茨城県内の市特定行政庁ホームページの案内ページ) https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kenchiku/kenchiku/topics13.html	2026/7/1
40	中間検査申請手数料の床面積の算定において、地階の床面積は算定に含まれるのか。	中間検査を行う部分の床面積の合計で申請手数料を算出するため、地階の床面積も含めて算定してください（申請手数料の算定について、詳しくは申請先に確認してください。）。	2026/7/1
41	工区を分けている工事や混構造等で中間検査の申請が複数回になる場合、中間検査の申請手数料はどのようになりますか。	申請手数料の算定・徴収方法は、申請先によって異なりますので、申請先に確認してください。	2026/7/1